

事務連絡
令和6年4月16日

各位

京都市都市計画局
建築指導部建築審査課長

京都市消防局
予防部指導課長

建築基準法第21条第1項及び第27条第1項第1号における自動火災報知設備の設置について

平素は、本市の行政に御理解と御協力を賜りありがとうございます。

この度、令和元年6月21日国交省告示第198号（以下「告示198号」という。）及び平成27年国交省告示第255号（以下「告示255号」という。）が令和6年3月25日に改正され、その取扱いが令和6年3月29日国住指第434号技術的助言（以下「技術的助言」という。）で示されました。

これを受け、自動火災報知設備の設置について、下記のとおり取扱いますので、お知らせします。

記

- ・ 自動火災報知設備の設置について

技術的助言により、消防法施行令第32条の規定に基づき感知器の設置を免除できる部分など、消防部局及び特定行政庁において避難上支障がないと認める場合には、「告示255号」及び令和元年6月21日令和元年国交省告示第193号（以下「告示193号」という。）に定める「避難上支障のないよう自動火災報知設備が設けられていること」と扱って差し支えないことが示された。

これを受け、「消防法施行令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置された自動火災報知設備（※）」が設けられているものは、「告示193号第1第1号へ」及び「告示255号第1第1項第1号ハ」の「避難上支障のないよう自動火災報知設備が設けられている」に該当するものと取扱う。

また、「告示198号」の第2第2項の「避難上支障がない部分」についても同様に取扱う。

※ 本市の「消防用設備等運用基準」の「基準24」に示された基準等

以上